



2021年3月1日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

**剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）及び
臨時株主総会招集に係る基準日設定並びに株主還元方針に関するお知らせ**

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年2月19日付「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」（その後に訂正及び追加された事項を含みます。以下「当社意見表明プレスリリース（反対）」といいます。）にて公表しましたとおり、2021年2月5日に開始された株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「シティ社公開買付け」といい、シティ社公開買付けに関してシティ社が2021年2月5日付で提出した公開買付け届出書（その後に公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）を、以下「シティ社公開買付け届出書」といいます。）に対して反対の意見を表明しておりますが、2021年3月1日開催の当社取締役会において、以下のとおり、2021年4月下旬を目途に開催される予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、以下に述べる基準日時点の当社の株主の皆様に対し当社株式1株当たり300円の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行うことを決定するとともに（以下「本決定」といいます。）、本特別配当に係る基準日設定及び本臨時株主総会招集のための基準日設定について決議いたしました。また、これに併せて、当該取締役会において、これまで以下に述べる当社のミッション及びビジョンをご支援いただいていた株主の皆様に対する今後の大幅な株主還元の実施に係る方針についても決議いたしました。

当社は、2021年3月1日付「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」（以下「企業価値向上等施策プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社の「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」とのミッション及び「技術革新を先取りし金融との融合を通じて成長する社会企業グループ」とのビジョンの実現に向けた取組みを進めることにより、当社グループ（当社、その子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）の企業価値向上及び当社の株主の皆様に対する十分な株主還元を実現していくための適切な施策の実施についての検討を開始いたしました。本特別配当は、その施策のうちの一つです。

なお、本決定は、シティ社公開買付届出書において公開買付けを撤回等することがある旨の条件を付した事由に該当しておりますので、シティ社は、その判断によりシティ社公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除を行うことが可能となります。シティ社は、その裁量により、シティ社公開買付けの買付け等の期間を、シティ社公開買付けの開始日から起算して60営業日目に該当する日（2021年5月7日）まで延長することもできます。

また、本特別配当につきましては、本臨時株主総会における決議を要するものであり、本臨時株主総会において本特別配当に係る議案が否決され、本特別配当が実施されない可能性がありますので、ご留意ください。

1. 剰余金の配当（特別配当）及び剰余金の配当（特別配当）に係る基準日設定

(1) 本特別配当の内容

基準日	2021年3月18日（木）
1株当たり配当金	300円
配当金の総額	8,234,818,500円
効力発生日	2021年4月下旬（予定）
配当原資	利益剰余金

- (注) 1. 上記のとおり、本特別配当は本臨時株主総会における決議を要するものであり、本臨時株主総会において本特別配当に係る議案が否決され、本特別配当が実施されない可能性があります。
2. 上記基準日より後に当社株式を取得した当社の株主の皆様は、当該当社株式に係る本特別配当を受領することができません。
3. 配当金の総額は、1株当たり配当金に、2020年12月31日現在の発行済株式総数（27,763,880株）から、同日現在の自己株式数（314,485株）を控除した株式数（27,449,395株）を乗じた金額を記載しております。単元未満株式の買取請求によって、本特別配当の基準日までに当社の自己株式数に変動が生じる可能性がありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、上記基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。
4. なお、2021年2月10日付「2021年3月期配当予想の修正（未定）及び株主優待制度に係る方針の見直しに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2021年2月9日付でグリーン社公開買付け（下記「(3) 本特別配当の理由及び今後の株主還元方針」において定義されます。）が不成立となったことを受け、配当方針を含む今後の当社の経営方針等について再検討する必要性が生じたことから、当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において、2021年3月期配当予想を「未定」へ修正することを決議しております。株主還元方針を含む今後の当社の経営方針等については、企業価値向上等施策プレスリリースにて公表いたしましたとおりですが、2021年3月31日を基準日とする期末配当については、同経営方針等を踏まえ、さらに検討を続けてまいります。

(参考) 2021年3月期（第34期）配当の内訳

	年間配当金
--	-------

基準日	第1 四半期末	第2 四半期末	第3 四半期末	2021年 4月下旬(予定) (本特別配当)	期末	合計
配当予想 (2021年2月 10日公表)			—	—	未定	未定
当期実績	—	0円00銭	—	300円00銭		
前期実績 (2020年 3月期)	—	0円00銭	—	—	10円00銭	10円00銭

(2) 本特別配当に係る基準日設定

当社は、本特別配当を実施するため、2021年3月18日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、本特別配当の支払いを受けることができる権利者といたします。

- ア 基準日 2021年3月18日(木)
- イ 公告日 2021年3月3日(水)
- ウ 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<https://www.japanasiagroup.jp/ir/stock/announcement.html>

(3) 本特別配当の理由及び今後の株主還元方針

当社は、2020年11月5日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨並びに子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」(その後に訂正及び変更された事項を含みます。以下「2020年11月5日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、当社グループ全体としての中長期的かつ持続的な発展のためには、グリーン社提案取引(2020年11月5日付プレスリリースにおいて、「本取引」として定義されたものを指します。)を通じて当社株式を非公開化しつつ国際航業株式会社(以下「国際航業」といいます。)及びJAG国際エネルギー株式会社(以下「JAG国際エネルギー」といい、国際航業及びJAG国際エネルギーを併せて「対象子会社」といいます。)の独立性を高め、当社の代表取締役会長兼社長である山下哲生氏(以下「山下氏」といいます。)及びカーライル・グループが相互の協力関係の下で、各々の専門性や経営資源を最大限に活用して対象子会社以外の当社グループの事業(株式会社ザクティホールディングスを含み、以下「JAG継続事業」といいます。)及び対象子会社の事業に注力するというパートナーシップ関係の構築が最善であると考え、グリーンホールディングスエルピーによる当社株式に対する公開買付け(以下「グリーン社公開買付け」といいます。)に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、グリーン社公開買付けへの応募を推奨しておりました。しかしながら、当社が2021年2月10日付で公表いたしました「グリーンホールディングスエルピーによる当社株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動を伴う株式譲渡の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、グリーン社公開買付けは2021年2月9日に不成立となりました。

その一方、上記のとおり、2021年2月5日に、シティ社によりシティ社公開買付けが開始されておりますが、当社意見表明プレスリリース（反対）に記載のとおり、当社は、(i)シティ社は、他社による公開買付けを阻止するためにシティ社公開買付けを開始しており、当社グループの事業内容及び当社のステークホルダーの皆様利益に対して関心がないこと、(ii)シティ社からシティ社公開買付け後の当社グループの具体的な経営方針が一切示されておらず、むしろ、シティ社公開買付け後、シティ社が当社の経営権を取得した場合には、当社の企業価値ないし株主の皆様利益の共同利益を毀損する可能性が否定できないこと、(iii)シティ社が当社の経営権を取得することで既存の取引先との関係が悪化し、また、当社従業員の離職や労働意欲の低下により、当社の経営に重大な支障をきたす可能性があること、並びに(iv)当社の少数株主はシティ社公開買付けに応募することが事実上強制される懸念があること、及び、シティ社公開買付け届出書記載のスクイーズ・アウト手続に係るシティ社の姿勢は、少数株主利益に対する配慮を欠くものであることから、シティ社公開買付けは当社の企業価値を向上させるものではなく、当社の株主、顧客、取引先及び従業員その他のステークホルダーの皆様に対しても悪影響を及ぼす可能性が高いものと考え、シティ社公開買付けに対して反対意見を表明しております。

上記のとおりグリーン社公開買付けが不成立となったこと、そして、シティ社公開買付けが当社の企業価値を向上させるものではなく、当社の株主、顧客、取引先及び従業員その他のステークホルダーの皆様に対しても悪影響を及ぼす可能性が高いものと考えられることを受け、今般、当社としては、企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、当社の上場を維持したまま、JAG 継続事業の構造改革を通じた飛躍的な成長に取り組み、当社の「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」とのミッション及び「技術革新を先取りし金融との融合を通じて成長する社会企業グループ」とのビジョンの実現に向けた取組みを進めることにより、当社の株主、顧客、取引先及び役員その他の全てのステークホルダーの皆様にとっての価値の総和（以下「ステークホルダー価値」といいます。）としての企業価値ひいては株主の皆様利益の向上を図ることを「第二の創業」と位置づけ、かかる「第二の創業」に際し、大幅な株主還元を実現していくことを基本方針として再認識し、そのための適切な施策の実施についての検討を開始いたしました。

本特別配当は、その施策のうちの一つであり、当社のミッション及びビジョンの実現に向けた取組みを従前よりご支援いただいている当社の株主の皆様に対して、当社グループの事業の成長に必要な経営資源についても考慮の上、当社グループの企業価値向上と両立する範囲において最大限の株主還元を実施するとともに、今後も引き続きご支援をお願いさせていただくことを目的としたものであります。また、企業価値向上施策等プレスリリースに記載のとおり、グリーン社公開買付けが不成立となったことを受け、当社は、当社株式の上場を維持したまま、入札形式により現金を対価として対象子会社の株式の大部分を第三者に売却する予定です。当該対象子会社の株式の大部分の売却が実行されれば、当社グループにおいてこれまで適正な評価がなされていなかった事業価値の一部が顕在化されることとなる見込みです。本特別配当は、当該見込みも踏まえ、可能な限り早期に、当社グループの企業価値向上と両立する範囲において最大限の株主還元を実施することを目的としております。

具体的には、企業価値向上施策等プレスリリースに記載のとおり、現時点では、手元資金に加え、対象子会社の株式の売却による対価等を原資とし、企業価値向上の施策の実行に必要な JAG 継続事業の再建・成長資金、一部の有利子負債の弁済資金等を除き、その全てを株主の皆様へ還元させて

いただくことを考えております。かかる株主還元は、対象子会社の株式の売却後における当社の経営方針に対する、当社の取引金融機関のご理解及びご支援によって可能となるものであり、シティ社公開買付けが成立した場合において、同様の株主還元が実施できるとは限りません。

企業価値向上施策等プレスリリースに記載のとおり、当社の「第二の創業」にあたっての大幅な株主還元を実施した後においては、短期的には、ステークホルダー価値としての企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の向上に向けた JAG 継続事業の構造改革及び成長のための投資を優先させていただく方針ですが、現経営陣のリーダーシップの下、可能な限り早期に、上場会社として安定的な株主還元を継続していけるよう取り組んでまいります。

企業価値向上施策等プレスリリースに記載のとおり、当社は、今後も適正な金額の自己資本と不採算事業の再生を含む継続企業としての責任を持った経営資本を保持した上で、負債と資本のベストミックスを用いた資本構成の見直しを行い、財務戦略の観点からステークホルダー価値としての企業価値を向上させるべく、中長期にわたり、株主還元を継続的に実行していく方針です。

なお、当社は、2021年2月19日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上及び最大化並びに株主還元に向けた施策の本格的な検討をするにあたり、当社の意思決定の公正性を担保することを目的として、企業価値特別委員会（企業価値特別委員会は、当社、シティ社、シティ社の特別関係者である野村幸弘氏（以下「野村氏」といいます。）及び同じく株式会社エスグラントコーポレーション（以下、シティ社及び野村氏と併せて「シティ社ら」といいます。）並びに山下氏、山下氏が支配する会社である JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED（以下「JA Holdings」といいます。）及び JA PARTNERS LTD（以下、山下氏及び JA Holdings と併せて「山下氏等」といいます。）並びに企業価値諮問事項（以下に定義されます。）に係る各施策の成否から独立した、外部の有識者である西田章氏（西田法律事務所 弁護士）、田辺孝二氏（当社社外取締役、独立役員）、八杉哲氏（当社社外取締役、独立役員）、小林一男氏（当社社外監査役、独立役員）及び吉本清志氏（当社社外監査役、独立役員）の5名から構成されます。なお、企業価値特別委員会の委員の報酬は固定金額であり、成功報酬は採用しておりません。）を設置し、企業価値特別委員会に対して、当社の企業価値の向上に資するかどうかの見地からの、対象子会社の株式の大部分の売却の是非、対象子会社の株式の大部分の売却後の JAG 継続事業の経営方針及び株主還元の是非（以下、総称して「企業価値諮問事項」といいます。）についての検討を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。また、併せて、当社取締役会は、企業価値諮問事項に関する当社取締役会の意思決定は、上記囑託に基づく企業価値特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われること（企業価値特別委員会が、企業価値諮問事項に関して実施すべきではない又は実施することを推奨しない旨の答申した場合には、それに反する取締役会決議を行わないことを含みます。）を決議するとともに、企業価値特別委員会に対し、企業価値諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等を選任すること（この場合の費用は当社が負担するものとされています。）を決議いたしました。

これを受け、企業価値特別委員会は、企業価値諮問事項について検討するにあたり、当社のファイナンシャル・アドバイザーである株式会社プルータス・コンサルティング及び GCA アドバイザーズ株式会社並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同

事業とは別に、独自に、当社、シティ社ら及び山下氏等並びに企業価値諮問事項に係る各施策の成否から独立したリーガル・アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、その助言を受けております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所の報酬は、企業価値諮問事項に係る各施策の成否にかかわらず、固定報酬又は稼働時間に時間単位を乗じて算出するものとされており、成功報酬は含まれておりません。

企業価値特別委員会は、2021年2月23日から2021年3月1日までの間に合計6回、合計9時間にわたって開催され、企業価値諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました（加えて、会合の間においても、電子メールを通じた協議及び検討が断続的に行われました。）。また、具体的な審議内容として、企業価値特別委員会は、山下氏、当社の取締役である呉文繡氏及び当社の取締役である西田信一氏との間で、企業価値諮問事項に係る各施策の内容についてインタビュー形式により質疑応答を実施いたしました。そして、企業価値特別委員会は、当社取締役会に対し、2021年3月1日付で、(i)対象子会社の株式の大部分の売却の方針は、当社グループの企業価値の向上の観点から相当である、(ii)JAG継続事業の経営方針は、当社グループの企業価値の向上の観点から相当である、(iii)特別配当を含む株主還元の方針は、当社グループの企業価値の向上の観点から相当である旨の答申書を提出いたしました（当該答申書の概要については、企業価値向上等施策プレスリリースをご参照ください。）。

当社取締役会は、2021年3月1日開催の当社取締役会において、当該答申書の内容も検討した上で、慎重に審議及び検討を行い、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本決定を行っております。なお、当該取締役会には、当社の全ての監査役である監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも本決定を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 本特別配当による当社の経営の影響についての見込み

当社は、2021年3月期第3四半期末時点（連結ベース）で現金及び預金を約267億円、流動資産を約656億円保有しており、また、上記のとおり、現金を対価として対象子会社の株式の大部分の第三者に対する売却を行う予定です。さらに、上記「(3) 本特別配当の理由及び今後の株主還元方針」及び企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、本特別配当は、当社の企業価値向上施策の実行に必要なJAG継続事業の再建・成長資金、一部の有利子負債の弁済資金等を確保しつつ、当社の今後の経営方針に対する当社の取引金融機関のご理解及びご支援のもとに行います。したがって、本特別配当により当社の財務基盤及び信用力に問題が生じる懸念は低いものと考えております。

2. 本臨時株主総会招集のための基準日設定

(1) 本臨時株主総会に係る基準日等について

2021年4月下旬を目途に開催される予定の本臨時株主総会における議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年3月18日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

ア 基準日 2021年3月18日（木）

イ 公告日 2021年3月3日(水)
ウ 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<https://www.japanasiagroup.jp/ir/stock/announcement.html>

(2) 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等について

当社は、本臨時株主総会において、本特別配当に係る議案を付議する予定であります。本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上